**インターネットによる人権侵害等に係る人権教育・啓発について**

資料１－６

下記の人権問題に係る人権教育・啓発に関し、今後の取組等についてご意見を賜りたい。

**◎インターネットによる人権侵害**

　○法務省及び文部科学省の人権白書によると、近年インターネット上の人権侵害情報に係る事件数が過去最高となっている。

　○内閣府の人権擁護に関する世論調査（平成29年度）によると、日本における人権課題において、関心があるものとして、インターネットによる人権侵害（43.2％）は、最も高い「障がい者（51.1％）」に次いで高く、前回調査に比べて割合が増加している。

　○府民意識調査（平成27年度）においては、人権上問題があると思うことがらのうち、

「インターネットのサイトに他人の誹謗中傷を書き込む」が96.4％で最も高い状況。

(委員意見欄)

**◎性的マイノリティの人権問題**

**◎ヘイトスピーチの解消**

　○東京都においては、今年10月、オリンピック憲章の人権尊重の理念を実現するため、性的マイノリティの人権問題については、性自認や性的指向を理由とする差別の解消や啓発及び教育の推進等、ヘイトスピーチに関しては、不当な差別的言動の解消に向けた条例案が可決・成立した。

　○また、性的マイノリティの人権問題に関する立法化の動きとして、第197回国会（臨時会：今年12月10日閉会）において、議員立法「性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案」が提出され、閉会中継続審査とされている。

　　※ 理解増進法案が次の通常国会へ議員立法として提出、成立を目指す旨の報道あり。

（委員意見欄）

現在、直近３年間における国連の動き（人権教育のための世界計画第３フェーズ）、人権関連個別法

（ヘイトスピーチ、部落差別解消）反映や、情報の時点修正及び文言修正・移動等の点検作業を実施中。